

## 審議会等の会議の記録

会議の名称	令和6年度第2回子ども・子育て会議
開催日時	令和6年9月27日（金） 午後2時00分から午後3時30分まで
開催場所	市役所東館3階 災害対策室
出席者氏名	<p><b>【委員】</b> 古作委員、江原委員、井田委員、星野委員、丸橋委員、久保田委員、松本委員、柳澤委員、小暮委員、菊入委員、佐野委員、中西委員、森村委員、黒澤委員、水谷委員、宮崎委員、西川委員、高橋委員</p> <p><b>【関係者】</b> 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 小林支社長、同竹澤主任研究員</p> <p><b>【市職員出席者】</b> 石橋福祉こども部長、山本福祉こども部副部長、森村子育て支援課長、石原課長補佐、高橋主査、津久井主査、松原主任、健康管理センター小此木所長補佐、櫻井主幹、こども保育課新井課長補佐、工藤係長、学校教育課勝田課長補佐、学務課国定係長、生涯学習課川田課長補佐</p>
傍聴人数	0人（公開）
会議の議題	<p>(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画における各種事業等の量の見込み及び確保方策について</p> <p>(2) 第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について</p>
会議資料の内容	<p>資料1 第3期子ども・子育て支援事業計画における各種事業等の「量の見込み」及び「確保方策」について</p> <p>資料2 教育・保育施設における「量の見込み」及び「確保方策」</p> <p>別冊 第3期伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画（素案）</p>

会議における  
議事の経過  
及び発言の要旨

会議の経過は以下のとおり

《 1. 開 会 》

(事務局) 開会及び会議の出席者の報告

《 2. 挨拶 》

(会長) 挨拶

《 3. 議 事 》

(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定における各種事業等の量の見込み及び確保方策について

(事務局) 資料1 (1～3)、資料2の説明

(委員)

量の見込みの「量」という言葉は具体的に何を指しているのか。

(事務局)

ここで言う「量の見込み」とは、事業によって意味合いが変わるが、教育・保育施設の量の見込みで説明すると、「どれだけ保育所等の施設を利用したい人がいるか」ということである。

(委員)

最初の「量」と記載されているところに「利用を希望する人の人数」などとあるとわかりやすい。

(会長)

次回の資料から考えていきたい。

(委員)

先日、こども家庭庁より「保育所等関連状況の取りまとめ」が公表され、これまで増加を続けていた保育所等の定員が初めて減少に転じた。利用定員を下げることを認める自治体が増えたことも影響しているとのことだ。

群馬県では前橋市で36、桐生市で112、太田市で104、沼田市で68のマイナスとなっており、伊勢崎市も例外ではないと思われる。

計画なので量の見込みの数字を出すのはもちろんだが、問題は各施設が定員設定によって安定運営ができるかということだ。そのため伊勢崎市には利用定員の変更等を柔軟に対応していただきたい。

(事務局)

委員の言うとおり昨年度までは申請者数は減っておらず、今年度の申請数が傾向の目安になると考えている。

資料2において、令和7年度から9年度までは低年齢児につい

ては増、3歳以上児については高止まり、令和10年度以降は減る傾向となっている。

確保方策についても定員減を含めた計画としており、定員の増減についても柔軟に対応したいと思っている。

(委員)

資料2の0～2歳児のところはやや不足となっているが、園側で受入れ体制ができれば受け入れられるとの説明だった。現状として、園側はそれが負担とはならないのか。現場の声はどうか。

(会長)

私もここが気になった。実際に5人の児童に先生が1人いるところが、6人に1人になると先生の負担が増えることになる。園がこの数を受け入れるとしたら、園の負担はどのくらいか。

(委員)

事業者のほうから答えさせていただく。ただ闇雲に受け入れられるということではなく、先生1人あたりの児童が6人になったら、先生を1人増やすことになるので、先生が大変になるということではない。

1歳児、2歳児が5人に1人でいいのかは議論の余地があるが、無理して入れるということではない。また教室に入れられる人数も決まっているので、それを超えることはできない。柔軟な対応と言っているが、現場はそれに従って対応しているので、安心していただきたい。

(委員)

育休明けで0歳児を受け入れる場合は、年度途中からの利用になるが、あらかじめ職員を雇い入れ、人員を確保しておくなど園が努力している。伊勢崎市は前年募集のときから仮予約を翌12月までできることになっているので、その分の職員の確保をしておき、市からも支援をもらっている。

(会長)

他に質問はあるか。無いなら次に進める。

(事務局) 資料1 (4①～⑦)の説明

(委員)

①利用者支援事業のこども家庭センター型とは伊勢崎市では何を指すのか。

(事務局)

健康管理センターには子育て世代包括支援センターというものが設置されている。それが法律の改正で児童福祉部門が所管しているこども家庭総合支援拠点と一体的に支援を行うこととしており、子育て世代包括支援センターがこども家庭センターに移行し

て実施するというものである。

(会長)

健康管理センターにこども家庭センターが入っているということか。

(事務局)

子育て世代包括支援センターがこども家庭センターに移行することから、今後、健康管理センター（新保健センター）に設置するということになる。

(委員)

①利用者支援事業の特定型（子育てコンシェルジュ）について、現在は市役所の子ども保育課にあるが、ニーズ調査にもあったとおり、「知らない」というのが46.7%、「利用していない」というのが41.3%と非常に高い。

認知を進めていただくことも大切だが、利用しやすくすることも大切な視点である。例えば児童センターや新保健センターに窓口を設けることで、健診時に気軽に立ち寄れるようになるなど、認知が広がり、利用しやすくなると思う。そのような考えはないのか、それともこれから検討していくのか。

(事務局)

特定型（子育てコンシェルジュ）に関しては、資料に書いてあるように基本的には保育サービスに関する相談が中心となる。

現在は4カ月健診等に職員を派遣して、希望する方の相談にのり、円滑な保育園の入所ができるよう対応している。また、子どもの健康相談等に対してはしかるべき部署や担当に引き継ぐ業務を行っている。

委員が言うように、そういうところにニーズがあるのは明らかなので、人員配置等の課題も加味しながらより利用しやすくなるよう検討していきたい。

(会長)

認知の仕方については私も気になっていた。行政とタイアップして、保育所等にパンフレットなどを置き、もう少しこのようなサービスがあることをアピールすれば、利用者も増えると思う。

(委員)

⑤養育支援事業や⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について、昨今、虐待児童の件数が毎年過去最高と言われている。不安や悩みを抱えながら子育てをしている方は多く、子どもを守ると同時に親も守ることも大切な視点だと思う。現在も事業はやられていると思うが、それで満足せず、何が足りないかを検討しながらブラッシュアップして行ってほしい。

(会長)

きめ細やかなサービスの提供と周知することを全員で取り組んでいくことが必要だと思う。他に何かあるか。無いようなので、次に進める。

(事務局) 資料1 (4⑧~⑮) の説明

(事務局) 資料1 (4⑯~㉔) の説明

(委員)

新規の施策の中で、必要に応じて実施を検討するものとそうでないものや、その他で国のほうで決まっていなかったためか「必要に応じて」と書いていない事業があるが、優先をつけてやっていくのか、それとも並行してやっていくのか。

(事務局)

国では事業化しているが、各自治体では、地域の実情に応じて実施していくものとなる。

伊勢崎市でも国が政策として実施していることは把握しているが、本市におけるニーズのほか、各事業とも事業を実施するための要件等があるため、その要件を満たす体制等を整えられるのか等を研究し、調整がついた段階で事業を実施するという流れを想定している。

現状はまだ研究段階であり、このような表記としている。

(会長)

ヤングケアラーなどは行政や学校で何か情報があれば、早めに共有して早めに支援することが必要だと思う。他に何か。

(委員)

今のところに関連するところだが、そもそもニーズや実情を把握することは難しいと思う。これまでのことを考えると実情を申告して来ず、学校が把握しようにも家庭訪問がされない。

ここに訪問支援と書かれているが、全部の訪問は難しく、どのように情報を得るのか方策があるならお聞きしたい。

(会長)

民生委員の方は1軒1軒の家の情報は得られていない状況なのか。

(委員)

民生委員は全戸訪問ではなく、高齢者なら独居の家庭には必ず行くが、他は地域から情報があった場合に行くことになる。

現状だと、子どもの場合は学校に「何かあったら言ってください」と要望している段階である。

(会長)

学校から情報がないと民生委員の方々はどういう方が住まれているか把握できていない状況だとわかった。そのあたり学校関係、保育所関係の委員の方はいかがか。

(委員)

現在、市内のほとんどの小中学校では全家庭に一律で行っていた春の家庭訪問を廃している状態である。

今、話になっている養育環境に問題のある家庭、保護者の保護能力や子どもの様子で気になる家庭については、個別の家庭訪問を小中学校が実施している。そして子どもを専門としている主任児童委員等と連携して、気になる家庭については情報を共有している。

ただ親の帰りが遅い家庭などは、民生委員と協力しながら、帰ってきたら訪問を行っている。学校では気になる家庭については市の子育て支援課に相談したり、家庭訪問をしてもらったりしている。

養育が難しい場合は、このサービスのレベルではないので、児童相談所で保護してもらっている家庭もある。

子どもや家庭に係る事業は、積極的に地域に発信していくことが重要で、必要な時に連携できる場面が増えることはありがたい。

(会長)

1つのところでは無理だが、学校、民生委員、行政などが繋いでいくことが大事だと思う。先生方も民生委員の方々も大変だと思うが、子どものため、お父さんお母さんのことも思って、我々とともに頑張っていたきたい。もし意見があったら活発に議論もしていきたいと思っている。

(委員)

昨日の新聞に高崎市が先進的な取組として家庭サポーター派遣に関する事例が載っていた。

先ほどのどういったところから相談がよせられているかというところで、学校関係者から50%、市福祉関係部局から22%、家庭や本人からは16%、その他は医療機関や地域住民からということであった。

これによって他の自治体も取組を始めており、ヤングケアラーの問題もそうだが、早急に研究、検討していただき、事業の実施をしていただきたい。

(委員)

②こども誰でも通園制度で「生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に」とあるが、国のほうでこども誰でも通園制度で医療的ケア児を受け入れる施設にも補助を加算する動きもあるとの情報があった。

医療的ケアが必要な子ども、こども誰でも通園制度ではみな同じということなので、受入れ体制等を柔軟に対応していただきたいと思う。

(会長)

今は医療的ケア児も普通の保育園、幼稚園に通えるような状況になってきている。ぜひ、こども誰でも通園制度でも各園で受け入れができる体制をとれるように支援していただきたい。

(委員)

⑨児童育成支援拠点事業にある「居場所となる拠点を開設し」とあるが、例えばどのようなところを考えているのか。

(事務局)

国からは児童館や児童養護施設等の子育て関連施設での実施が望ましいと通知されている。

(会長)

伊勢崎市もそれにならって児童館や児童養護施設での実施を考えるということでもいいか。

(事務局)

はい。

(委員)

国は国で基準を言っているが、数の基準などは国が何を根拠に基準を出しているのかわからない。国と伊勢崎市の数に乖離があるし、国の基準を取り入れてやるのはいいが、いちいち準拠してやるのはどうだろうか。伊勢崎市も高崎市に遅れないように施策を立てることができたらうれしいと思う。

(委員)

今回、新規事業が出ているが、これは国から示されたメニューの中から伊勢崎市の地域の特殊性を考えて、取り組むものを出されたのか。国から出されたメニューは他にもたくさんあるのか。他にもあるなら伊勢崎市でも取り入れられないか検討はしないのか。

(事務局)

子ども・子育て支援事業計画に関しては、地域子ども・子育て支援事業に係る計画等を盛り込んでいくものになる。地域子ども・子育て支援事業としてのメニューは今回示しているものが全てである。

(会長)

他にあるか。次の説明を事務局願います。

## (2) 第3期子ども・子育て短期支援事業計画について

(事務局) 別冊の説明

(会長)

内容に関しては次回の検討となる。この中で何か質問はあるか。内容は多いが次回までに見ていただき、建設的な意見をいただければと思う。以上で議事を終了する。

《 4. その他 》

(事務局)

次回の会議は11月18日(月曜日)午後2時に同じ場所で予定している。正式な開催通知は後日送付する。

《 5. 閉 会 》